

東京都計画第一種市街地再開発事業
宮益坂地区第一種市街地再開発事業 総括図

渋谷区都市計画図
・日影規制図

令和4年3月24日施行



渋谷区土地利用調整条例による建築物の敷地面積の最低限度

用途	対象地	最低限度
第一種	1 第一種第一種市街地再開発事業地区	130㎡
第一種	2 第一種第二種市街地再開発事業地区	119㎡
第一種	3 第一種第三種市街地再開発事業地区	110㎡
第一種	4 第一種第四種市街地再開発事業地区	200㎡
第一種	5 第一種第五種市街地再開発事業地区	119㎡
第一種	6 第一種第六種市街地再開発事業地区	150㎡
第一種	7 第一種第七種市街地再開発事業地区	140㎡
第一種	8 第一種第八種市街地再開発事業地区	130㎡
第一種	9 第一種第九種市街地再開発事業地区	170㎡
第一種	10 第一種第十種市街地再開発事業地区	130㎡
第一種	11 第一種第十一種市街地再開発事業地区	200㎡
第一種	12 第一種第十二種市街地再開発事業地区	130㎡
第一種	13 第一種第十三種市街地再開発事業地区	80㎡

この都市計画図、日影規制図は概略図です。
地区別都市計画図、日影規制図の区域図、都市計画図の最終決定図については別紙にて掲載いたします。
地区別都市計画図において、地区別都市計画図が決定されている区域に建築物を行う際には事前の届出が必要です。

凡例

＜地域地区＞

- 用途地区
 - 第一種低層住宅専用地区 40%
 - 第二種低層住宅専用地区 40%
 - 第一種中高層住宅専用地区 40%
 - 第二種中高層住宅専用地区 40%
 - 第一種住居地区 60%
 - 第二種住居地区 60%
 - 準住居地区 60%
 - 近隣商業地区 80%
 - 商業地区 80%
 - 準工業地区 60%

●容積率・高度地区・日影規制

容積率 容積率 容積率
 高度地区 高度地区 高度地区
 日影規制 日影規制 日影規制

●特別用途地区

- 第一種工業地区
- 第一種文教地区
- 第二種文教地区

●その他

- 第一種風致地区
- 第二種風致地区
- 特別緑地保全地区
- 駐車場整備地区

＜都市計画施設＞

- 完了部分
- 事業決定部分
- 計画決定部分
- 廃止部分

●防火・準防火・新防火地域

防火地域 容積率400%以上の区域及び
 準防火地域 上記以外の渋谷区全域
 新たな防火規制区域(新防火地域)

計画区域

1 : 10,000

東京都渋谷区都市計画課 令和4年3月24日現在